

## 研究費執行ガイドブック（研究者用）2017年度版 補遺版

## 第6章 出張旅費に関する手続き

## 6-2. 旅費の支給

## (1) 国内出張旅費 35 ページ

交通費	鉄道賃	乗車区間 100km 以上	乗車に要する運賃、特別急行料金 または急行料金、座席指定料金
		乗車区間 100km 未満	乗車に要する運賃
	車賃	公共交通機関（バス賃）	
	船賃	1等	
	航空賃	最下級	
日当		3,000 円	
宿泊費		12,000 円	

## 〔交通費〕

- ・立命館旅費支給規程では、国内移動に係る旅費（交通費・日当・宿泊費）を、上記の通り、規定しています。
- ・研究費は公的研究費をはじめ税金等が原資になっていることに鑑みて、同規程第3条「旅費は、順路に従い最も経済的かつ合理的な経路および方法により算定し支給する。」を特に踏まえ、2017年4月以降の研究費による国内鉄道利用における支給する「特別急行料金または急行料金、座席指定料金」（以下、特急料金等という）の取扱いを次の枠内の通り具体的に定めることとします。

1. 片道 100km 未満の乗車区間における「新幹線・特急・急行」（以下、特急という）利用
  - ・特急料金等は支給しません。
2. 片道 100km 以上の乗車区間における 1 列車 100km 以上の特急利用
  - ・特急料金等を支給します。
3. 片道 100km 以上の乗車区間における 1 列車 100km 未満の特急利用
  - ①特急から特急の乗り換えを伴う特急利用は、1 列車 100km 未満の区間も含め接続する両区間の特急料金等を支給します。
  - ②単独の特急利用は、出張者から実際の特急利用の申告（利用理由【※】および特急に乗車したエビデンス（特急券、IC ご利用票等）があり、研究費を管理するリサーチオフィス課長がその利用理由に合理性があると判断した場合は、当該列車の特急料金等を支給します。

【※】利用理由は、旅費計算書や出張報告書への記載、リサーチオフィス担当者へのメール送信など体裁は問いません。

以上